

## 第1回 SIP 第2期制度中間評価WGで検討すべき項目について

20-12-25

SIP/PRISM 総括

## 1. SIP 制度における改善すべき項目について

SIP 第2期では、SIP 第1期における改善すべき事項について、運用指針において、マッチングファンド方式の中間評価以降の導入の決定等一定程度を反映し、運営を行っています。しかし、現時点未対応項目として、計画準備期間、社会実装定義の明確化が残っています。そのため、事務局では、これら2点について、本制度中間評価WGにおいて、ご議論いただきたいと考えております。

以下、上記2点のご議論いただきたい内容となります。

## 2. 計画準備期間について

## 2.1. 第1期制度評価指摘事項

「PDは課題（プログラム）の中の個々の研究開発テーマについて、初年度から直ちに立ち上げるのではなく、事前に特許調査やFS調査等を行いながら、プロジェクトとして行うべき研究開発テーマを絞り込んでいくべきである。」

## 2.2. 議論いただきたいポイント

(1)PD決定以降、研究開発計画の策定、研究責任者の公募・決定というプロセスが進むが、どの時点でFSを実施すべきか。

研究開発計画策定以前

研究開発計画策定以降、研究責任者の公募まで

研究責任者の公募以降

(2)FSにあたってどのような点に留意すべきか（期間、事業規模、実施者など）。

(3)FSの実施を制度上位置付けるべきか否か。

## (参考1) SIP 課題決定、実施の流れ

ガバニングボードにおいてSIPの対象課題を決定。

PDを公募し、ガバニングボードの承認を経て、内閣総理大臣が任命。

PDは推進委員会（関係府省庁、管理法人、専門家等が参加）による調整などを経て研究開発計画を取りまとめ。

ガバニングボードが研究開発計画を審議し、承認（初年度はこの段階で課題ごとの予算額を決定）。

管理法人は研究開発計画に沿って、研究責任者を公募し、公募により選定する。選定の結果はPD及び内閣府の了承を以って確定とする。

研究責任者が研究開発を実施

毎年度末にガバニングボードが外部の専門家等を招いて評価を実施し、翌年度の予算配分に反映。

(参考2) SIP 第1期の場合

平成25年6月 「科学技術イノベーション総合戦略」及び「日本再興戦略」閣議決定

平成25年9月 SIP 第1期の10課題を決定

平成25年10月 各課題の政策参与(注)公募開始

平成25年12月 政策参与決定

平成26年2月 公開ワークショップ(研究開発計画(案)の作成)

平成26年3月 事前評価

平成26年4月 パブリックコメント

平成26年5月 研究開発計画の承認、事業開始(公募開始)

(注) SIP 第1期においてはSIP 予算が手当てされていないためPDではなく政策参与として公募

PDが事業開始の5か月前に決まっているが、事業開始前は予算が配分されておらず、予算配分後からFSを含む事業を開始。

(参考3) SIP 第2期の場合

平成29年12月 平成29年度補正閣議決定(SIP 第2期)

平成30年3月 SIP 第2期の12課題を決定、各課題のPD公募を開始

平成30年4月 PD決定(光・量子を除く)

平成30年6月 パブリックコメント

平成30年7月 研究開発計画の承認(物流、光・量子を除く)、事業開始(公募開始)

(参考4) SIP 第2期自動運転(葛巻PD)の場合

事業の熟度に応じ必要に応じてFSを実施

○FSを実施したもの(FS後の研究開発事業費が年間1億円以上の案件)

・東京臨海部実証実験

・信号情報提供技術の開発

・交通環境情報の構築と活用(車両プローブ情報の活用)

○FSを実施していないもの(研究開発事業費が年間1億円以上の案件)

- ・仮想空間での安全性評価環境の整備
- ・地方部等での移動・物流サービスの社会実装
- ・自動運転（L3、L4）に必要な認識技術等

### 3. 社会実装定義の明確化について

#### 3.1. 第1期制度評価指摘事項

「**実用化・事業化・社会実装など、出口の定義が課題によって異なり、PD や関係省庁等の認識が必ずしも一致していない。**」

#### 3.2. 議論いただきたいポイント

(1)SIP において社会実装の定義はどうあるべきか。

- ・研究開発技術（競争・協調）と事業化（社会実装）の関係を踏まえ、社会実装を類型化すべきか否か。
- ・SIP 終了時点で「社会実装」のどのフェーズまで達成させることを求めるのが適切か。

（参考1）

以下では、社会実装について、案をお示しております。これらをご参考にご議論いただければと思います。

案（事業化（社会実装）における提供プロダクト・サービスで整理）

研究開発主体別の研究開発フェーズの対象技術と事業化（社会実装）における提供内容の関係を図1に示します。本案では、事業化（社会実装）時の提供内容を3つに分けたものです。社会実装の指標は、図中の青色ハッチングの部分となります。

I 型：社会インフラ（防災システム、データプラットフォーム等）事業の整備・運用開始

II 型：協調領域技術開発基盤となる技術・サービス（データベース・シミュレタ・基盤技術、標準（規則・ルール）制定の整備）の上市（ルール化）

III 型：一般市場向けの個別プロダクト・サービス（製品/サービス）の上市

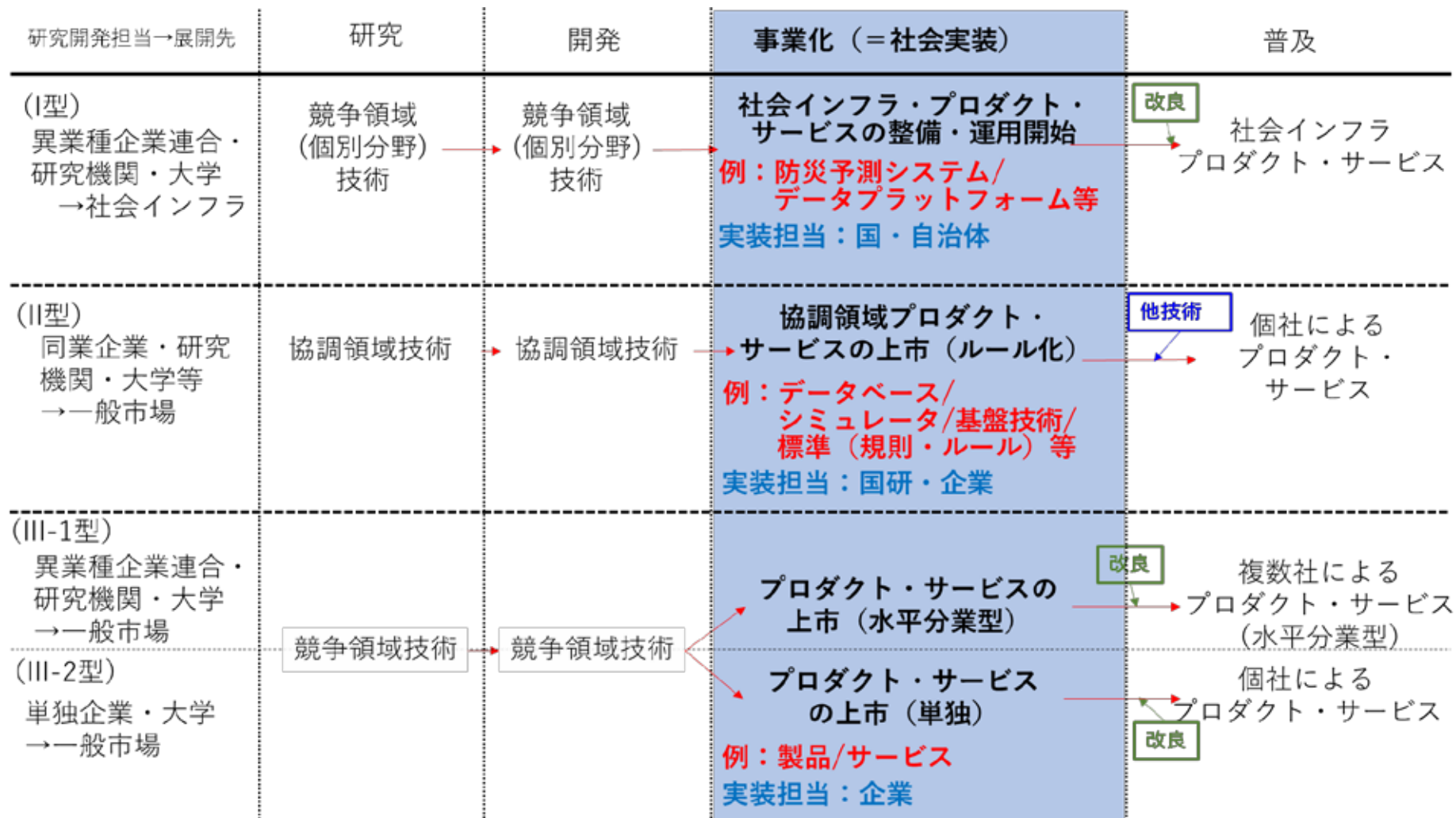


図1 研究開発主体別の研究開発フェーズにおける対象技術と事業化(社会実装)における提供内容の関係

以上